

1 大阪自動車環境対策推進会議要綱

(趣 旨)

第1条 自動車公害防止に関する対策とともに、地域における自動車に係る地球温暖化対策を積極的に推進するため、大阪自動車環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(活動事項)

第2条 推進会議の活動事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車環境対策の推進とその推進方法に関する事項
- (2) 自動車環境対策に関する情報の交換に関する事項
- (3) その他自動車環境対策について特に必要と認める事項

(構 成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関をもって構成する。

(役 員)

第4条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 監事 1名

2 議長は、大阪府及び大阪府が、1年ごとに交互にあたる。

3 監事は、堺市があたる。

(役員の仕事)

第5条 議長は、推進会議を代表して一切の事務を統括する。

2 監事は、会計及び業務の執行状況を監査する。

(会 議)

第6条 会議は、第2条に定める活動事項について審議、決定を行う。

2 会議は、原則として、毎年1回議長が招集し開催する。

3 議長が必要と認めるときは、構成員に対し書面又は電磁的方法により賛否を求め、その回答をもって、会議の開催に代えることができる。

(部 会)

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を設置し、広く専門的意見を求めることができる。

2 部会の設置に関する事項は、議長が別に定める。

(事務局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、議長の属する自治体に事務局を置く。

(経 費)

第9条 推進会議の経費は、大阪府、大阪市、堺市の負担及びその他の収入をもって充てる。

2 大阪府、大阪市、堺市の負担は、毎年50万円とする。

3 推進会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、大阪府、大阪市及び堺市が協議して定める。

附 則

(1) この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

(2) この要綱は、平成18年6月28日から施行する。

(3) この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(4) 大阪自動車公害対策推進会議要綱(昭和57年6月5日施行)は廃止する。

(5) この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

(6) この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

(7) この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

(8) この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

別表 構成機関

大阪府
大阪府警察本部（交通規制担当、駐車対策担当、取り締まり指導担当）
大阪市
堺市
大阪府市長会
大阪府町村長会
近畿農政局
近畿経済産業局
近畿地方整備局
近畿運輸局
近畿地方環境事務所
一般社団法人大阪青年会議所
一般社団法人大阪タクシー協会
一般社団法人大阪バス協会
一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会
一般社団法人大阪府自動車整備振興会
一般社団法人大阪府トラック協会
一般財団法人省エネルギーセンター近畿支部
一般社団法人日本自動車連盟大阪支部
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
大阪軽自動車協会
大阪市環境経営推進協議会
大阪自動車販売店連盟
大阪商工会議所
大阪府石油協同組合
大阪府地球温暖化防止活動推進センター
大阪府中小企業団体中央会
関西地区新聞輸送連盟
近畿百貨店協会
軽自動車検査協会大阪主管事務所
公益社団法人大阪府工業協会
自動車検査独立行政法人近畿検査部
日本チェーンストア協会関西支部

（「一般社団法人大阪青年会議所」以降は五十音順）

2 平成26年度 大阪自動車環境対策推進会議 活動計画

1 活動方針

- (1) 自動車利用に関する環境配慮の推進
 - ・環境負荷の少ない自動車の普及促進
 - ・エコドライブの実践など自動車使用時の環境配慮に関する啓発
 - ・公共交通機関の利用促進
- (2) 自動車の適切な点検・整備の促進
- (3) 制度や技術等に関する情報収集等
- (4) 構成機関の取組みの推進
- (5) 関係機関等との連携協力

2 活動内容

活動方針に基づき、具体的には次の事業を行う。
なお、実施にあたっては関係する構成機関が協議して推進する。

- (1) 自動車利用に関する環境配慮の推進
 - ・事業活動に伴う自動車利用に関して、エコカー使用等の推進、エコドライブの推進又は公共交通機関利用の推進といった環境配慮の実践を促すため、「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を実施し、府民・事業者への普及拡大を図る。
 - ・また、「おおさか交通エコチャレンジ推進事業者登録制度」における登録事業者の募集や登録事業者の取組内容等の公表を行うとともに、優れた取組みを実践した事業者の顕彰を行う。
- (2) 自動車の適切な点検・整備の促進
 - ・関係機関と連携して、ディーゼル車に重点をおいた街頭検査を実施し、自動車排出ガスや不正軽油（規格外軽油）使用の検査、定期点検整備の実施状況の確認などを行う。
- (3) 制度や技術等に関する情報収集等
 - ・国及び自動車メーカー等と、自動車排出ガス対策、自動車騒音対策及び自動車に関する地球温暖化対策の推進について意見・情報の交換を行う。
⇒別紙
- (4) 構成機関の取組みの推進
 - ・国等との意見・情報交換の内容の情報提供等を通じて、エコカーの導入促進、共同輸配送等による輸送の効率化、交通流の円滑化などの構成機関等が行う取組みを推進する。
- (5) 関係機関等との連携協力した啓発活動
 - ・構成機関の取組みをホームページ等によりPRするとともに、セミナーやイベント等において、連携・協力して自動車環境対策の取組みを促進する。
 - ・ポスターやリーフレット等を作成し、構成機関等において掲示・配布を行う。
 - ・自動車環境対策の取組みに関する最新情報や関係データ等を取りまとめ、「大阪における自動車環境対策の歩み」を発行する。